

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案に対する修正案

(傍線部が修正部分)

修正案	政府原案
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条～第三条)</p> <p>第二章 対応措置等(第四条～第十四条)</p> <p>第三章 雑則(第十五条～第十八条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、イラク特別事態(イラクに対して行われた今次の武力行使及びこれに引き続く事態をいう。以下同じ。)を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第一条 略</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条～第二条)</p> <p>第二章 対応措置等(第四条～第十七条)</p> <p>第三章 雑則(第十八条～第二十一条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、イラク特別事態(国際連合安全保障理事会決議第六百七十八号、第六百八十七号及び第千四百四十一号並びにこれらに関連する同理事会決議に基づき国際連合加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態をいう。以下同じ。)を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第一条 略</p>

2 外国の領域における対応措置の実施については、当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がなければならぬ。ただし、イラクにあつては、国際連合安全保障理事会決議第十四百八十三号その他の政令で定める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つてイラクにおいて施政を行う機関の同意によることができる。

3| 略

4| 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、内閣総理大臣に協力するものとする。

(定義等)

第二条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 安全確保支援活動 イラクの国内における安全及び安定を回復するために貢献することを国際連合加盟国に対して要請する国際連合安全保障理事会決議第十四百八十三号又はこれに関連する政令で定める国際連合の総会若しくは安全保障理事会の決議に基づき、国際連合加盟国が行つイラクの国内における安全及び安定を回復する活動(軍隊が実施するものを除く。)を支援するために

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならぬ。

3 対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

一 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。ただし、イラクにあつては、国際連合安全保障理事会決議第十四百八十三号その他の政令で定める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つてイラクにおいて施政を行う機関の同意によることである。)

二 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第八条第五項及び第十四条第一項において同じ。)及びその上空

4| 略

5| 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、内閣総理大臣及び防衛庁長官に協力するものとする。

(定義等)

第二条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 安全確保支援活動 イラクの国内における安全及び安定を回復するために貢献することを国際連合加盟国に対して要請する国際連合安全保障理事会決議第十四百八十三号又はこれに関連する政令で定める国際連合の総会若しくは安全保障理事会の決議に基づき、国際連合加盟国が行つイラクの国内における安全及び安定を回復する活動を支援するために我が国が実施する措置をいう。

我が国が実施する措置をいう。

三 略

四 略

2 略

3 略

第二章 対応措置等

(基本計画)

第四条 略

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 略

二 対応措置を実施する場合における次に掲げる事項

イ 略

ロ 略

ハ 略

二 国際連合、人道復興関係国際機関又は国際連合加盟国(第十
五条において「国際連合等」という。)に無償又は時価よりも
低い対価で譲渡するために関係行政機関がその事務又は事業の
用に供し又は供していた物品以外の物品を調達する場合には、
その実施に係る重要事項

ホ 略

三 略

3 略

4 対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該外国(イラクに
あつては、第一条第二項ただし書の政令で定める国際連合の総会又

三 略

四 略

2 略

3 略

第二章 対応措置等

(基本計画)

第四条 略

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 略

二 対応措置を実施する場合における次に掲げる事項

イ 略

ロ 略

ハ 略

二 当該対応措置を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当
該対応措置を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等(自衛隊法
(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等を
いう。以下同じ。)の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
ホ 国際連合、人道復興関係国際機関又は国際連合加盟国(第十
八条において「国際連合等」という。)に無償又は時価よりも
低い対価で譲渡するために関係行政機関がその事務又は事業の
用に供し又は供していた物品以外の物品を調達する場合には、
その実施に係る重要事項

ハ 略

三 略

3 略

4 対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該外国(イラクに
あつては、第一条第三項第一号の政令で定める国際連合の総会又は

は安全保障理事会の決議に従ってイラクにおいて施政を行う機関を含む。）及び人道復興関係国際機関その他の関係機関と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

(国会への報告)

第五条 略

安全保障理事会の決議に従ってイラクにおいて施政を行う機関を含む。）及び人道復興関係国際機関その他の関係機関と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

(国会への報告)

第五条 略

(国会の承認)

第六条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、当該対応措置を開始した日(防衛庁長官が第八条第一項により当該対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいつ。)(から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

2 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

(本府による対応措置の実施)

第七条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての物品の提供(次条第一項に規定する物品の提供を除く。)(を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての役務の提供(次条第二項に規定する役務の提供を除く。)(を行うものとする。この場合において、内閣総理大臣は、イラク復興支援職員(一般職に属する国家公務員のうち対応措置に従事す

(対応措置の実施)

第六条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての物品の提供を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての役務の提供を行うものとする。この場合において、内閣総理大臣は、イラク復興支援職員(一般職に属する国家公務員のうち対応措置に従事する内閣府本府(以下「本府」といつ。)(の職員

をいう。以下同じ。)(にその実施を命ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、対応措置の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

る内閣府本府(以下「本府」という。)(の職員をいう。以下同じ。)(にその実施を命ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、本府による対応措置の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(自衛隊による対応措置の実施)

第八条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての物品の提供(自衛隊に属する物品の提供に限る。)(を行うものとする。

2 防衛庁長官は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての役務の提供(自衛隊による役務の提供に限る。)(について実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛庁長官は、前項の実施要項において、対応措置を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)(を指定するものとする。

4 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならぬ。

5 対応措置のうち公海若しくはその上空又は外国の領域における活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該活動の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 自衛隊の部隊等が対応措置として実施する業務には、次に掲げるものを含まないものとする。

一 武器（弾薬を含む。第十八条において同じ。）の提供
二 戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備

7 自衛隊の部隊等は、外国の領域において対応措置を実施するに当たり、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする⁹

8 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、自衛隊による対応措置の実施のため必要な協力を行うものとする。

9 第二項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

（配慮事項）

第七条 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、イラク復興支援職員の安全の確保に配慮しなければならない。

（イラク復興支援職員の採用）

第八条 略

（行政機関の職員の定員に関する法律の特例）

第九条 略

（関係行政機関の職員の派遣）

第十条 略

（国家公務員法の適用除外）

第十一条 第八条第一項の規定により採用されるイラク復興支援職員については、イラク復興支援職員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業（以下この条において「営利企業」と

一 武器（弾薬を含む。第十八条において同じ。）の提供
二 戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備

7 自衛隊の部隊等は、外国の領域において対応措置を実施するに当たり、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする⁹

8 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、自衛隊による対応措置の実施のため必要な協力を行うものとする。

9 第二項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

（配慮事項）

第九条 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、イラク復興支援職員及び自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない。

（イラク復興支援職員の採用）

第十条 略

（行政機関の職員の定員に関する法律の特例）

第十一条 略

（関係行政機関の職員の派遣）

第十二条 略

（国家公務員法の適用除外）

第十三条 第十条第一項の規定により採用されるイラク復興支援職員については、イラク復興支援職員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業（以下この条において「営利企業」と

いう。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行っていた場合においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

(イラク人道復興支援等手当)

第十二条 我が国以外の領域(公海)海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)において対応措置に従事する者には、対応措置が行われる地域の勤務環境及び対応措置の特質にかんがみ、イラク人道復興支援等手当を支給することができる。

2 略
3 略

(国家公務員災害補償法の読替え)

第十三条 イラク人道復興支援等手当が支給される者に係る国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四条第二項の規定の適用については、同項中「及び国際平和協力手当」とあるのは、「、国際平和協力手当及びイラク人道復興支援等手当」とする。

(関係行政機関の協力)

第十四条 内閣総理大臣は、対応措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 略

いう。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行っていた場合においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

(イラク人道復興支援等手当)

第十四条 我が国以外の領域(公海を含む。)において対応措置に従事する者には、対応措置が行われる地域の勤務環境及び対応措置の特質にかんがみ、イラク人道復興支援等手当を支給することができる。

2 略
3 略

(国家公務員災害補償法等の読替え)

第十五条 イラク人道復興支援等手当が支給される者に係る国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四条第二項及び防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「及び国際平和協力手当」とあるのは、「、国際平和協力手当及びイラク人道復興支援等手当」とする。

(関係行政機関の協力)

第十六条 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、対応措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 略

(武器の使用)

第十七条 対応措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。)、イラク復興支援職員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防御するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第四条第二項第二号二の規定により基本計画に定める装備である武器を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くことなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

第三章 雑則

(物品の譲渡及び無償貸付け)

第十八条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、本府又は自衛隊に属する物品(武器を除く。)につき、国際連合等からその活動の

第三章 雑則

(物品の譲渡及び無償貸付け)

第十五条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、本府に属する物品につき、国際連合等からその活動の用に供するため当該物品の譲

渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要な実施と認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該国際連合等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。

(民間の協力等)

第十六条 内閣総理大臣は、前章の規定による措置によつては対応措置を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 略

(その他の措置)

第十七条 略

(政令への委任)

第十八条 略

附則

(施行期日)

第一条 略

(この法律の失効等)

第二条 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失ふ。ただし、その日より前に、対応措置を実施する必要があると認められるに至つたときは、速やかに廃止するものとする。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行の日から起算して二年を経過する日以後においても対応措置を実施する必要があると認められる

用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要な実施と認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該国際連合等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。

(民間の協力等)

第十九条 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、前章の規定による措置によつては対応措置を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 略

(その他の措置)

第二十条 略

(政令への委任)

第二十一条 略

附則

(施行期日)

第一条 略

(この法律の失効等)

第二条 この法律は、施行の日から起算して四年を経過した日に、その効力を失ふ。ただし、その日より前に、対応措置を実施する必要があると認められるに至つたときは、速やかに廃止するものとする。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行の日から起算して四年を経過する日以後においても対応措置を実施する必要があると認められる

に至つたときは、別に法律で定めるところにより、同日から起算して二年以内の期間を定めて、その効力を延長することができる。

第四条 略

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第一条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前三項に掲げる事務のほか、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第 号）がその効力を有する間、同法第一条第一項に規定する対応措置の実施に関する事務をつかさどる。

に至つたときは、別に法律で定めるところにより、同日から起算して四年以内の期間を定めて、その効力を延長することができる。

第四条 略

(自衛隊法の一部改正)

第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

附則中第三十三項を第三十五項とし、第十九項から第三十二項までを二項ずつ繰り下げ、第十八項の次に次の二項を加える。

16 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第 号）がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、対応措置としての物品の提供を実施することができる。

20 長官は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、部隊等に対する対応措置としての役務の提供を行わせることができる。

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第一条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前三項に掲げる事務のほか、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第 号）がその効力を有する間、同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関する事務をつかさどる。